

子どもの支援制度等一覧

(奥州市及び関係機関の施策:支援区分ごと)

市内にお住まいの子育て家庭の皆様へ、お子さんを授かってから就職するまでの支援や制度など、役立つ情報を一覧にしました。妊娠期から子育て期の心配ごと、幼稚園から大学までの教育費、ひとり親家庭の悩みなど、お子さんの将来やご自身の生活について、どこに聞けばいいのかわからなくて困っているときなどにご利用ください。



この冊子に掲載されている内容は市ホームページでもご覧いただけます。

【奥州市ホームページアドレス】

<https://www.city.oshu.iwate.jp/soshiki/57/>

令和4年8月

奥州市健康こども部こども家庭課

*****支援区分: 1 学費の支援*****

支援の対象		事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
幼稚園児	1	幼稚園児第3子の副食費無料化	保護者が扶養する第3子以降のお子さんが奥州市内の幼稚園に入園した場合、副食費が無料になります。	奥州市健康こども部保育こども園課幼保支援係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1634(直通)
小学生 中学生	2	就学援助費	経済的な理由により子どもを小中学校へ通わせることが困難な保護者に対して審査を経て認定された場合、就学に係る費用の一部を援助します。 ■対象＝①生活保護受給者 ②生活保護を停止または廃止された人 ③同居し、生計を一つにする世帯全員が市民税非課税または減免を受けている人 ④失業・病気・離婚などにより世帯の収入状況が悪化している人 ※収入状況によっては認定されない場合もあります。 ■支給費目＝学用品費、新入学用品費、修学旅行費(中止または延期をした場合の経費を含む)、校外活動費、クラブ活動費、卒業アルバム代、学校給食費、医療費、PTA会費、生徒会費、日本スポーツ振興センター掛金、岩手県学校安全互助会共済掛金	手続き:在学の小中学校 問合せ:奥州市教育委員会事務局学校教育課学事係 〒023-1192 奥州市江刺大通り1-8 電話番号:0197-34-1632(直通)
	3	特別支援教育就学奨励費	要保護及び準要保護児童生徒として認定を受けず、特別に支援を要する児童生徒について、各家庭の収入に応じ、通学費(該当者のみ)、給食費、修学旅行費、学用品購入費等を支給します。 (1) 特別支援学級在籍者 (2) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒	
高校生	4	公立高等学校生徒等奨学給付金	生活保護世帯や道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯に対して、授業料以外の教育費を支援する制度です。世帯の状況(生活保護、非課税、兄弟姉妹の有無)や学校の種類(全日制・定時制、通信制)によって金額は異なりますが、返還の必要がない奨学給付金を支給しています。	手続き:在学の公立高校等 問合せ:在学の公立高校等又は岩手県教育委員会教育企画室(教育企画室の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-6109
	5	私立高等学校生徒等奨学給付金	私立の高等学校等(専攻科含む)の生徒等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に給付金を給付します。	手続き:在学の私立高校等 問合せ:在学の私立高校等若しくは岩手県ふるさと振興部学事振興課(学事振興課の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-5042
	6	岩手県公立高等学校学び直し支援金	高等学校等を中途退学し、再び県内の公立高等学校で学ぶ直す生徒のうち、「課税標準額×6%－市町村民税調整控除の額」が30万4,200円未満(年収目安:各910万円未満)の世帯の生徒が、学び直し支援金の受給認定を受けた場合、高等学校等就学支援金の支給期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間(最長1年(定時制・通信制は2年))継続して、授業料相当額(全日制の場合、月額9,900円)は支給されます。(学び直し支援金は、授業料として相殺されます。)	手続き:在学又は入学予定の公立高校等 問合せ:在学又は入学予定の公立高校等若しくは岩手県教育委員会教育企画室(教育企画室の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-6112
	7	私立高等学校等学び直し支援補助金	高等学校等を中途退学した者が、再び私立高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間(最長2年)継続して授業料の支援を行います。(学び直し支援補助金は、学校設置者が生徒本人に代わって受領し、最終的に授業料と相殺されます。)	手続き:在学の私立高校等 問合せ:在学の私立高校等若しくは岩手県ふるさと振興部学事振興課(学事振興課の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-5042

支援区分: 1 学費の支援

支援の対象		事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
高校生	8	公立高等学校等専攻科生徒奨学給付金	高等学校専攻科に通う生徒のうち、生活保護世帯や道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯に対して、授業料以外の教育費を支援する制度です。年額48,500円を支給(返還の必要なし)しています。	手続き:在学の公立高校等 問合せ:在学の公立高校等又は岩手県教育委員会教育企画室 (教育企画室の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-6109
	9	(公財)岩手育英奨学会奨学金事業	県内在住者の子女で学費の支弁が困難な者が対象で、タイプA・B・C別に貸与型奨学金があります。市町村民税所得割額非課税世帯は成績基準の特例があります。タイプA・Bは中学3年生で予約申し込みができます。タイプC(震災津波等特例)は卒業後返還免除基準収入額以内の時は全額免除となります。	手続き:在学の中学校・高等学校等 問合せ:公益財団法人岩手育英奨学会(岩手県教育委員会教育企画室内) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-623-2050
中学生 高校生 特別支援学校生	10	(一社)岩手県私学協会奨学金事業	岩手県私学協会が実施する「貸与型」の奨学金。対象は、岩手県内の私立学校に在学する生徒で、月額10,000円を無利息で借りられます。	手続き:在学の私立学校 問合せ:岩手県私学協会(農林会館内6階) 〒020-0024 盛岡市菜園1-3-6 電話番号:019-626-7627
高校生 特別支援学校生	11	公立高等学校等就学支援金	「課税標準額×6%－市町村民税調整控除の額」が30万4,200円未満の世帯(年収目安:約910万円未満)で公立高等学校に通う生徒が支援金の受給認定を受けた場合は、毎月授業料相当額(全日制の場合、月額9,900円)と相殺されます。(これにより該当生徒は、毎月授業料を納付する必要はありません。)	手続き:在学又は入学予定の公立高校等 問合せ:在学又は入学予定の公立高校等若しくは岩手県教育委員会教育企画室 (教育企画室の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-6112
	12	岩手県立高等学校専攻科修学支援金	県内の高等学校専攻科に通う生徒のうち、「課税標準額×6%－市町村民税調整控除の額」が5万1,300円未満(年収目安:約380万円未満)の世帯の生徒が、修学支援金の受給認定を受けた場合、その世帯の所得に応じて、授業料相当額(全日制の場合、月額9,900円)又は授業料そうと岳の1/2の額(全日制の場合、月額4,950円)が支給されます。(修学支援金は、岩手県教育委員会が生徒本人に代わって受領し、授業料と相殺されます。)	
	13	私立高等学校等就学支援金	私立高等学校等における生徒等の教育に係る経済的負担の軽減を図るため、世帯の所得に応じて高等学校等就学支援金を支給します。(就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受領し、最終的に授業料と相殺されます。)	手続き:在学又は入学予定の私立高校等 問合せ:在学又は入学予定の私立高校等若しくは岩手県ふるさと振興部学事振興課 (学事振興課の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-5042
	14	私立高等学校等専攻科修学支援金	私立高等学校等専攻科における生徒等の教育に係る経済的負担の軽減を図るため、世帯の所得に応じて私立高等学校等専攻科修学支援金を支給します。(専攻科修学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受領し、最終的に授業料と相殺されます。)	
	15	特別支援教育就学奨励費(特別支援学校)	特別支援学校に就学する児童等の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のため必要な経費(教科書購入費、学校給食費、交通費、修学旅行費、学用品購入費など)について、その負担能力の程度に応じて、特別支援教育就学奨励費を支給します。(他の公的給付と重複して受給することはできませんので、児童福祉施設や指定療育機関等へ入所し、措置費や療育の給付を受けている場合、原則として支給されません。)	
				手続き:在学又は入学予定の特別支援学校 問合せ:在学又は入学予定の特別支援学校又は岩手県教育委員会教育企画室 (教育企画室の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-6151

*****支援区分: 1 学費の支援*****

支援の対象		事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
高校生 特別支援学校生	16	奨学金事業	公益財団法人岩手県高校教育会館が実施する「給付型」の奨学金。学校を通じて申し込みしてください。	手続き:在学の公私立高校等 問合せ:公益財団法人岩手県高校教育会館 〒020-0883 盛岡市志家町11-13 電話番号:019-624-0863
高校生 大学生 (短大・専門校含む)	17	奥州市奨学金	経済的な理由で修学が困難な方に対して修学に必要な奨学金を無利子でお貸しします。 ■入学準備金 入学を予定している方の保護者に対して、入学準備のための費用の一部を無利子でお貸しします。 ■修学資金 学生本人に、修学のための費用として毎月一定額を、無利子でお貸しします。	奥州市教育委員会事務局教育総務課総務係 〒023-1192 奥州市江刺大通り1-8 電話番号:0197-34-1319(直通)
	18	生活福祉資金貸付制度 (教育支援資金)	低所得世帯に対し、学費等就学に必要な経費及び入学時の経費を無利子で貸し付けします。 ■教育支援費(高校 月35,000円以内、短大・専門学校 月60,000円以内、大学 月65,000円以内) ■就学支度費(500,000円以内)	奥州市社会福祉協議会 〒023-0851 奥州市水沢南町5-12 電話番号:0197-25-6188
	19	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業	経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行います。「貸与型」と「給付型」があります。	在学する学校
	20	奥州市医療介護従事者修学資金貸付事業	奥州市内の医療介護施設で資格を生かして就労を目指し、資格取得のための修学に対し、入学一時金・月額貸付金を貸し付けるもの	奥州市健康こども部健康増進課 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2901(直通)
母子、父子家庭 及び父母のいない20歳未満の子	21	母子父子寡婦福祉資金貸付制度(修学資金・就学支度資金)	授業料、書籍代等の資金を高等学校、大学、大学院等の種別に応じて、自宅通学、自宅外通学の区分により月額27,000円から183,000円まで無利子で貸付を行います。また、小学校からの就学に必要な被服等を購入するための資金を無利子で貸し付けします。	奥州市健康こども部こども家庭課家庭福祉係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1585(直通)

*****支援区分: 2 生活の支援*****

支援の対象		事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
保護者	22	子育て短期支援事業	■ショートステイ 保護者が疾病、看護など身体的、精神的、環境的理由により児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等で養育・保護を行います。(原則7日以内) ■トワイライトステイ 保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日不在となるため児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で児童を預かります。宿泊可。	奥州市健康こども部こども家庭課家庭福祉係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1585(直通)
	23	ファミリーサポートセンター	子育ての援助を受けたい方(おねがい会員)と子育ての支援をしたい方(まかせて会員)がそれぞれ会員になって、子どものお世話(預かり)を有料で行います。1時間あたり500円～。対象の子どもはおおむね生後6カ月～小学6年生まで。	奥州市ファミリーサポートセンター (奥州市社会福祉協議会内) 〒023-0851 奥州市水沢南町5-12 電話番号:0197-25-6309

支援区分: 2 生活の支援

支援の対象		事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
保護者	24	障がい者等日中一時支援	社会福祉法人等が運営する支援事業所が、事業所内で障がい者(児)の日中の一時的な見守りを行うことで、その家族の介護負担が軽減され、就労機会や介護休息がとりやすい環境づくりを図ります。利用には登録が必要です。	奥州市福祉部福祉課障がいサービス給付係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2172(直通)
	25	放課後児童クラブ	共働き家庭など、昼間保護者のいない家庭の小学生児童に対し、放課後や長期休業の間、生活の場として過ごすための場所と適切な遊びを提供します。利用には登録が必要です。生活保護・市民税非課税世帯・多子世帯に対して減免を行います。	在籍する小学校区内の放課後児童クラブ
	26	住居確保給付金	離職により住宅を失ったまたはその恐れの高い生活困窮者に対し、就職に向けた求職活動を行うことなどを要件に、有期で家賃相当額を支給します。(支給期間:原則3か月間)	くらし・安心応援室(メイプル地階) 〒023-0801 奥州市水沢字横町2-1 電話番号:0197-47-4546
	27	生活福祉資金貸付制度(総合支援資金)	世帯の生計中心者の失業等により、日常生活全般に困難を抱える世帯に対し、生活の立て直しのため、継続的な相談支援と併せて生活費用や一時的な資金を貸付します。	奥州市社会福祉協議会 〒023-0851 奥州市水沢南町5-12 電話番号:0197-25-6188
母子、父子家庭	28	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、環境の変化により日常生活を営むことが困難になったときに、家庭生活支援員を派遣し、生活援助・保育サービスを提供します。	奥州市健康子ども部子ども家庭課家庭福祉係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1585(直通)
	29	市営住宅への入居	20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯の入居に際し、優遇しています。家賃は、寡婦控除またはひとり親控除のうえ、世帯総所得等に応じて積算しています。	奥州市都市整備部都市計画課住宅係 〒023-1192 奥州市江刺大通り1-8 電話番号:0197-34-1665(直通)
	30	母子父子寡婦福祉資金貸付制度(生活資金)	母子家庭、父子家庭になって7年未満の者の生活を安定・継続する間又は、失業中の生活を安定・継続するのに必要な資金を融資します。基本無利子ですが保証人がいない場合は1.0%の利子。	奥州市健康子ども部子ども家庭課家庭福祉係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1585(直通)
	31	母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅・転宅資金)	住宅の建設、購入、補修、改築などの資金として1,500,000円。転宅資金として260,000円を限度に融資します。基本無利子ですが保証人がいない場合は1.0%の利子。	
32	県営住宅の優先入居	20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯の入居に際し、優遇しています。	一般社団法人 岩手県建築住宅センター 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-7-1 電話番号:0120-208-201	

支援区分: 3 就労の支援

支援の対象		事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
保護者	33	就業支援	就業を支援するため、県南広域振興局に配置されている就業支援員が、内職や就職に関する情報提供や、相談に対応を行います。	県南広域振興局 経営企画部産業振興室 〒023-0053 奥州市水沢大手町1-2 電話番号:0197-48-2421
	34	職業訓練受講給付金	雇用保険を受給できない方がハローワークの支援指示により職業訓練を受講した場合に、収入等の要件を満たすと訓練期間中の生活を支援し、訓練受講を用意するための職業訓練受講給付金を支給します。	
	35	就業支援雇用保険制度	仕事に関する様々な相談に応じ、求人情報提供、個別支援、就活セミナー開催、紹介状の発行を行います。失業時の雇用保険や育児・介護休業給付金を支給するなど全般的な就職支援を行っています。	ハローワーク水沢(水沢公共職業安定所) 〒023-8502 奥州市水沢東中通り1-5-35 電話番号:0197-24-8609
	36	生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給中のひとり親を対象とした、個別の就労支援を行っています。担当の就職支援ナビゲーターが、就労上の困り事を整理しながら求人情報提供のほか、応募書類の作成支援や面接対策など、様々な支援を行っています。	
母子、父子家庭	37	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するため、対象教育訓練を受講し修了した場合に、経費の60%(12,001円以上で400,000円を上限)を支給します。(雇用保険法による一般教育訓練給付金受給者の場合は差額分のみ支給)	
	38	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が調理師や看護師等の資格取得のため、1年以上の養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活負担軽減のため高等職業訓練促進給付金として月額100,000円(市町村民税非課税世帯)又は70,500円(市町村民税課税世帯)が3年間を限度として支払われるほか、修了後に修了支援給付金として50,000円(市長村民税非課税世帯)又は25,000円(市町村民税課税世帯)を支給します。	奥州市健康こども部こども家庭課家庭福祉係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1585(直通)
	39	通勤定期特別割引	児童扶養手当受給者又はその同一の世帯員の方で、通勤のためにJR通勤定期乗車券を購入する場合に特別割引(3割程度)が受けられます。	
	40	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費の取り決めなどの専門的な相談を行います。	岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター (岩手県福祉総合相談センター3階) 〒020-0015 盛岡市本町通三丁目19番1号 電話番号:019-623-8539
	41	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者に対し、個々に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定します。	県南広域振興局 保健福祉環境部 〒023-0053 奥州市水沢大手町5-5 電話番号:0197-22-2862

*****支援区分: 3 就労の支援*****

支援の対象		事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
母子、父子家庭	42	離職者訓練	岩手県では再就職に向けて必要な知識・技術等を取得するため、各地区職業訓練協会に委託して、母子家庭等を対象とした離職者訓練を実施しています。	ハローワーク水沢(水沢公共職業安定所) 〒023-8502 奥州市水沢東中通り1-5-35 電話番号:0197-24-8609
	43	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭で高等職業訓練促進給付金事業の利用者に入学準備金500,000円以内を、就職準備金として200,000円以内を貸付けるもの。但し、養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、岩手県内において、取得した資格が必要な業務で5年間継続して働いた場合には返還が免除されます。 また、児童扶養手当受給者で母子・父子自立支援プログラムの策定を受けた方に住宅支援資金(上限40,000円、12か月以内)を貸付けるもの。但し、貸付を受けた日から1年以内に就職又は転職し、1年間継続して働いた場合には返還が免除されます。	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 電話番号:019-601-7023
若年者	44	就職支援	就職を希望する定時制・通信制の高校生、高校中退者、及び就職までにサポートの必要な若者等(49歳まで)に雇用・職業能力開発・職場体験などの具体的なプログラムを提供し就職支援を行います。奥州地域では月2回の支援活動を実施し、相談については随時受け付けています。	いちのせき若者サポートステーション 〒021-0881 一関市大町4-29 なのはなプラザ4F TEL 0191-48-4467
	45	就職支援	若者の就職を支援するため、ジョブカフェ奥州においてキャリアカウンセリング、就職セミナー、企業見学会等を実施するほか、県南広域振興局に配置されている就業支援員等と連携しながら高校生等の就職を支援します。	ジョブカフェ奥州(水沢メイプル地階) 〒023-0801 奥州市水沢横町2-1 電話番号:0197-23-6331
	46	就職支援	ハローワークにおいては、定時制高校の生徒の就職に向け、就職支援ナビゲーター等の専門相談員が個別相談及び求人開拓による就職支援を行います。高校中退者に対しても、可能な限り学校とハローワークで情報を共有し、必要な支援を行います。	ハローワーク水沢(水沢公共職業安定所) 〒023-8502 奥州市水沢区東中通り1-5-35 電話番号:0197-24-8609
母子、父子家庭 及び父母のいない20歳未満の子	47	母子父子寡婦福祉資金貸付制度(修業資金)	就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金を無利子で貸し付けします。(貸付限度額 月額68,000円を5年以内) 自動車運転免許習得の場合は 460,000円を限度に無利子で一括貸付します。	奥州市健康子ども部子ども家庭課家庭福祉係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1585(直通)
	48	母子父子寡婦福祉資金貸付制度(就職支度資金)	就職するために直接必要な被服、履物を購入する資金を100,000円を限度に貸し付けします(通勤用自動車等を購入する資金は330,000円)。基本無利子ですが保証人がいない場合は1.0%の利子。	

支援区分: 4 経済的支援

支援の対象	事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
保護者	49 妊産婦健康診査受診票交付	母子健康手帳交付と併せて妊婦健康診査受診票(15枚)、産婦健康診査受診票(2枚)を交付し、健診費用の助成を行います。	奥州市子育て世代包括支援センター(プチベベ) 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2171(直通) (奥州市健康こども部健康増進課親子みらい係)
	50 新生児聴覚検査、及び乳幼児健康診査受診票交付	母子手帳交付時に新生児聴覚検査受診票、出生後に乳幼児健康診査受診票(4枚)を交付し、健診費用の助成を行います。	
	51 妊産婦タクシー助成券交付事業	母子手帳交付時に妊産婦おでかけ支援タクシー券(500円×20枚)と出産等支援タクシー助成券(上限4万円を4枚)を交付。	
	52 児童手当	中学校卒業までの児童を養育している者に支給する手当 令和4年度の制度改正により令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が一定以上の場合、支給されません。 ■支給額(月額) 3歳未満15,000円 小学生10,000円(高校生卒業までの養育している児童のうち、3番目以降の場合は15,000円)、中学生10,000円	奥州市健康こども部こども家庭課家庭福祉係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1585(直通)
	53 特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童を養育している者に支給する手当 ■支給額(月額)※令和4年度支給額 1級 52,400円 2級 34,900円	奥州市福祉部福祉課障がい者支援係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2325(直通)
	54 子ども医療費給付事業	高校生(18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある児童)までの子どもに対し、医療費の一部負担金相当額(入院時食事療養費を除く)を給付します。 ※小学生、中学生、高校生等の給付は外来:2分の1、入院:月額5,000円超の金額 ※年齢に該当していれば、高校に通っていない場合でも対象となります。	奥州市健康こども部健康増進課医療給付係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2902(直通)
	55 福祉医療資金貸付事業	医療費給付事業の受給者に対し、医療費の一部負担金の支払いが困難な場合に資金を貸付します。 ※貸付限度額=医療費の一部負担金相当額(入院時食事療養費を除く)。ただし、小学生、中学生、高校生等、は外来:2分の1、入院:月額5,000円超の金額	
56 生活福祉資金貸付制度(福祉資金)	低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する世帯)に対し、日常生活上一時的に必要な費用が生じた場合や、一定の理由により生計維持が困難となった場合に、必要な相談支援を行った上で資金を貸付します。	奥州市社会福祉協議会 〒023-0851 奥州市水沢南町5-12 電話番号:0197-25-6188	

支援区分: 4 経済的支援

支援の対象		事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
保護者	57	小児慢性特定疾病医療費助成制度	厚生労働大臣が定める慢性疾病にかかっている児童等で、その疾病の程度が一定程度以上である児童等の保護者(患者が18歳以上の場合は患者本人)の方に対し、医療費を支給するものです。世帯の所得により、一部自己負担があります。	岩手県奥州保健所 〒023-0053 奥州市水沢大手町5-5 電話番号:0197-22-2831
	58	教育・保育施設の保育料の無償化	国の基準に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育において、3歳児～5歳児(年少～年長児)の保育料は無料です。0歳児～2歳児は所得に応じて保育料が決定されますが多子世帯の保育料軽減を実施しています。また、市独自の基準で、保護者が現に扶養する子で上から3番目以降の子の保育料は、無料です。	奥州市健康こども部保育こども園課幼保支援係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1634(直通)
	59	幼稚園の預かり保育料の無償化	保育の必要性の認定を受けた3歳児～5歳児(年少～年長児)の子どもが幼稚園の預かり保育を利用する場合、利用日数に応じて1日あたり450円まで(最大月11,300円まで)の範囲で預かり保育の利用料が無償化となります。(同様に市民税非課税世帯の満3歳の子どもは最大月16,300円までの範囲で無償化となります。)	
	60	認可外保育施設等の利用料の無償化	保育の必要性の認定を受けたお子さんが、認可外保育施設、一時預かり事業等を利用した場合、3歳児～5歳児の子どもは月額37,000円まで、0歳児～2歳児の市民税非課税世帯の子どもは月額42,000円まで利用料が無償化となります。ただし、条件がありますので詳しくはお問い合わせください。	
	61	副食費の免除	認定こども園、幼稚園、保育所の3歳児～5歳児(年少～年長児)の副食費(おかず、おやつ等)について、年収360万円未満相当世帯の副食費が免除となります。また、国の基準による第3子以降の子どもたちのほか、市独自の基準で保護者が現に扶養する子で上から3番目以降の子の副食費を免除します。	
母子、父子家庭	62	児童扶養手当	ひとり親世帯等へ支給する手当 ■支給額(月額)※令和4年度支給額 全額支給の場合1人目43,070円、第2子10,170円、第3子6,100円(R4.4～)	
	63	ひとり親家庭等医療費給付事業	18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養するひとり親家庭等に対し、医療費の一部負担金相当額(入院時食事療養費を除く)を給付します。	奥州市健康こども部健康増進課医療給付係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2902(直通)
保護者	64	妊産婦医療費給付事業	妊娠5ヶ月に達する月の初日から出産した月の翌月末日までの妊産婦の医療費一部負担金に助成	

*****支援区分: 4 経済的支援*****

支援の対象		事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
保護者	65	妊産婦応援給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診の交通費等として3万円を支給 ・乳児健診や産婦健診の交通費等として新生児1人につき2万円を支給 	奥州市子育て世代包括支援センター(プチベベ) 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2171(直通) (奥州市健康こども部健康増進課親子みらい係)
	66	妊産婦宿泊費助成金	出産(分娩)までの間、待機することを目的に宿泊施設を利用した場合、宿泊費の一部を助成	
	67	未熟児養育医療給付事業	身体の発育が未熟な状態で生まれた子に対し医療費を助成	奥州市健康こども部健康増進課 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2901(直通)

*****支援区分: 5 相談の支援*****

支援の対象		事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
保護者	68	妊産婦健康相談	母子手帳交付等の手続きの際、妊婦相談、産婦相談を行い、安心して生み育てられるよう助言をします。さらに医療機関及び関係機関と連携を図りながら支援します。	奥州市子育て世代包括支援センター(プチベベ) 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2171(直通) (奥州市健康こども部健康増進課親子みらい係)
	69	妊娠期から子育て期の相談	妊娠期から子育て期のあらゆる機会に相談対応をします。必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援します。	
	70	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した妊産婦・乳幼児の家庭に対し、保健師・助産師・歯科衛生士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。	
	71	産後ケア(宿泊ケア・日帰りケア・訪問ケア)	原則産後4か月までの母子を対象とする(・産婦の心身のケア・乳児のケア・育児のサポート)	
	72	乳児家庭全戸訪問事業	全ての乳児(生後4か月まで)がいる家庭を保健師または助産師が訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。	奥州市子育て総合支援センター 〒023-0803 奥州市水沢字田小路67 電話番号:0197-24-6405
73	地域子育て支援拠点事業	市内に居住する概ね3歳未満の児童とその親を対象に、子育て中の親子の交流や子育てに関する相談を受けることにより子育ての不安感を解消します。気軽に乳幼児や保護者の交流や子育て相談ができます。	各地域子育て支援拠点事業の事務局 奥州市子育て総合支援センター 〒023-0803 奥州市水沢字田小路67 電話番号:0197-24-6405	

支援区分: 5 相談の支援

支援の対象		事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
保護者	74	利用者支援事業	市の窓口において、保護者等が保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行います。	奥州市健康こども部保育こども園課 幼保支援係 023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1634(直通)
	75	婦人相談	婦人相談員が、DV保護、離婚相談等に応じています。また弁護士による無料相談につなぐなど関係機関と連携した相談支援を行います。	奥州市健康こども部こども家庭課家庭福祉係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1585(直通)
	76	家庭児童相談	家庭相談員が、児童虐待や家庭内での人間関係などの問題に悩んでいる方の相談等に応じ、必要な助言指導を行います。	
子ども・若年者	77	子ども・若者支援相談	子ども・若者支援相談員が、ニート、ひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の相談支援を行います。	
保護者	78	子育て相談	子育て全般に関する悩みや不安について所長、助産師等が相談に応じるとともに、相談の内容により他の部署、機関、施設などからの援助が受けやすくなるように支援します。	奥州市子育て総合支援センター 〒023-0803 奥州市水沢字田小路67 電話番号:0197-24-6405
	79	発達相談	所長、臨床心理士、療育指導員等がお子さまの心身の発達についての相談に応じます。	奥州市子ども発達支援センター 〒023-0803 奥州市水沢字田小路67 電話番号:0197-23-4618
	80	くらし・安心応援室の設置	生活困窮者に対する相談窓口を設置し、個々の状況に応じた助言、情報提供を行うほか、就労に係る支援及び家計の改善に係る支援も併せて実施し、安定した生活を支援します。	くらし・安心応援室(メイプル地階) 〒023-0801 奥州市水沢字横町2-1 電話番号:0197-47-4546
	81	無料法律相談事業	市民からの相談及び問い合わせに対応して弁護士が法律的な視点から助言等を行い、疑問及びトラブルの解決を促します。予約制により相談に対応しています。	奥州市市民環境部市民課総合相談室 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2915(直通)
母子、父子家庭	82	ひとり親家庭等総合相談支援事業	相談支援を必要とするひとり親家庭等(母子、父子家庭並びに寡婦)を関係機関につなぎます。	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会(ひとり親家庭等応援サポートセンター) 〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 電話番号:019-601-7021